

第1回 空き家総合相談会

空き家を所有されている方・管理されている方はもちろん、自宅や実家が空き家になる見込みの方を対象とした、総合相談会を開催します。

相続や売買など、空き家に関するお悩みを各分野の専門家に無料で相談できます！

開催概要

- 日時 令和6年5月25日（土）
午前9時～午後1時（相談時間1組45分）
- 会場 仙台市役所上杉分庁舎2階第2・3会議室
- 対象 市内にある空き家の所有者または管理者の方
（今後、空き家を所有する見込みの方を含む）
で、管理や処分方法などにお困りの方
- 定員 12組
- 相談員 司法書士、行政書士、宅地建物取引士
建築士、税理士、法務局職員（予定）
- 費用 無料



申し込み方法（事前予約制）

5月7日（火）午前8時半から電話またはFAXで受け付け。FAXでお申し込みの際は、裏面の申込用紙に必要事項を記入してお申込みください。

受付時間：電話 平日午前8時半から午後5時まで

FAX 24時間

先着順で定員になり次第締め切り

その他

会場に駐車場はありません。公共交通機関のご利用をお願いします。

~~~~~ 今後の空き家総合相談会の開催予定 ~~~~~

	開催日	会場	申込開始予定日
第2回	令和6年7月27日（土）	仙台市役所上杉分庁舎	7/8（月）～
第3回	“ 9月28日（土）	“	9/6（金）～
第4回	“ 11月30日（土）	“	11/6（水）～
第5回	令和7年1月18日（土）	“	1/6（月）～
第6回	“ 3月15日（土）	“	2/26（水）～

申 込 書 (5 月 25 日開催)

1. 相談者情報

ふりがな		電話番号 (携帯電話がある場合は携帯電話)
氏名		()
		FAX 番号
		()
住所	〒	

2. 空き家情報等

空き家所在地	区		
築年数 (経過年数)	年	空き家になってからの年数	年
相談希望時間	ご希望の時間帯を第2希望までお選びください 【第1希望】 <input type="checkbox"/> 9時～ <input type="checkbox"/> 10時～ <input type="checkbox"/> 11時～ <input type="checkbox"/> 12時～ 【第2希望】 <input type="checkbox"/> 9時～ <input type="checkbox"/> 10時～ <input type="checkbox"/> 11時～ <input type="checkbox"/> 12時～		
相談内容	該当する項目に○をつけてください 1. 相続 2. 売却 3. 管理 4. 活用 5. その他 具体的な相談内容		

※提供いただいた個人情報は、総合相談会実施に際して必要な範囲内でのみ利用いたします

空き家総合相談会のお申込み・問い合わせ先

仙台市青葉区二日町1番23号 7-パレット勾当台ビル9F

仙台市市民局市民生活課

TEL:022-214-6148 又は FAX:022-214-1091

○空き家総合相談会の開催日以外の日も、住宅活用(売却・賃貸等)の相談ができます。

使われていない住宅の売却・賃貸等の利活用について、市職員がお話を伺い内容に応じて専門団体の相談窓口を紹介します。

都市整備局住宅政策課(電話022-214-8330)

8:30~17:00(土日祝日、年末年始休み除く)

詳しい内容は仙台市ホームページをご覧ください。

トップページ「くらしの情報→住まい(住みよい街に)→市民向け→住まいの活用相談(住まいに関する相談)→住まいの活用(売却・賃貸等)に関する相談(専門団体無料相談制度)」